

# 第 2 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 26 年 2 月 24 日 (月)

15 : 00 ~ 17 : 10

於 : 大阪市環境局

第 1 ・ 2 会議室

# 第2回大阪PCB廃棄物処理事業監視部会

## 議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
  - (1) 大阪PCB廃棄物処理事業の進捗について
  - (2) 環境モニタリング調査について
  - (3) その他
4. 閉会

○中尾係長（司会）

定刻がまいりましたので、ただ今から第2回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を開催いたします。議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループの中尾でございます。よろしくお願いいたします。傍聴者の皆様には、あらかじめご説明いたしました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきます様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日は、有識者の方々をはじめ皆様方にはご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。はじめに事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の柴田からご挨拶をさせていただきます。

○柴田部長（大阪市）

大阪市環境局環境管理部長の柴田でございます。平素は本市環境行政、各般にわたりましてご理解、ご協力賜っておりますこと、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。本日は今年度2回目の近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会に際しまして、外部有識者の皆様、関係者の皆様には大変お忙しい中、本部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、環境省から塚本産業廃棄物課長並びに鈴木課長補佐にご出席いただいております。併せてお礼を申し上げます。

本部会につきましては、近畿圏の関係府県市が連携協力し、近畿2府4県で唯一の高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設である日本環境安全事業株式会社大阪事業所、通称 JESCO 大阪事業所の処理事業を適正かつ安全に推進するため、近畿2府4県及び13政令市により構成されます、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会に今年度新たに大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会を設置いたしました。昨年9月27日に第1回目を実施させていただきました本日で2回目の開催となります。

さて、JESCO 大阪事業所におけます PCB 廃棄物の処理につきましては、平成18年10月からその処理を開始し、7年が経過しましたが、これまで、関係者の皆様のご理解とご協力により概ね順調に、近畿2府4県内の PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理が進められてきたところでございます。

しかしながら、近畿2府4県内には、JESCO 大阪事業所で処理すべき PCB 廃棄物が未届けであるものもあります。またこの他、JESCO 大阪事業所の処理対象となっていない PCB を含む蛍光灯安定器などがあり、その処理体制の確保が重要な課題となっているところであります。今後とも、近畿2府4県における PCB 廃棄物の円滑な早期処理の完了に向け、近畿ブロック PCB 廃棄物広域処理部会を通じた取り組みを進めていく必要があると考えております。

また一方で、「PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行から10年を経過したことから、平成23年度から環境省において、PCB 廃棄物処理の進捗状況や今

後の適正処理推進策の検討が行われ、平成 24 年 12 月には同法施行令の改正があり、全体の処理期間が平成 39 年 3 月まで延長されました。

また、現在、国の PCB 廃棄物処理基本計画の変更に向けた検討が進められているところでございまして、この計画変更に関わり、昨年秋、環境省から JESCO 事業所が立地する地元市に対しまして PCB 廃棄物の処理期間及び処理対象物の変更についての検討要請がなされました。本市に対しましては昨年 10 月 29 日付けで検討要請がありました。

これに伴いまして、昨年 12 月 5 日に此花区役所にて開かれました、此花区公害問題対策協議会で本日出席の環境省の方から今後の処理促進策等について説明がなされたところでございます。

JESCO 大阪事業所が行う PCB 廃棄物の広域拠点処理につきましては、処理状況等の情報を公開することにより、地元の皆様方をはじめ関係者のご理解を深めていただくことが大変重要であって、不可欠なものであると考えております。そのため、本部会は、客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても、重要な役割を果たしていただいているものと考えております。

なお、本日の部会でございますが、議題は、「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗」、「環境モニタリング調査」、「その他」といたしまして環境省から PCB 廃棄物処理の見直しにつきましてお話をいただくことといたしております。

大阪市といたしましては JESCO 大阪事業所での事故等の発生を未然に防ぐよう引き続き指導の徹底を図りますとともに、本部会におきましていただいたご意見を踏まえながら、これまで以上に PCB 廃棄物の早期適正処理や地域の環境保全、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○中尾係長（司会）

続きまして、本日は環境省産業廃棄物課から塚本課長並びに鈴木課長補佐にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。

#### ○塚本課長（環境省）

皆様こんにちは。ご紹介にあずかりました環境省の塚本でございます。本日は私どもこの会議に参加をさせていただきましてありがとうございます。そして大阪の此花区の皆様、市の皆様、府の皆様、日ごろから JESCO の事業所の活動に関しまして、ご支援、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。おかげ様をもちまして、トランスにつきましては 60%、コンデンサにつきましても 50%強の処理が進んでまいります。

しかし、安定器についてはまだ処理施設が無く、処理が一向に進んでおりません。ま

た、トランス、コンデンサについても予定していた処理のペースから見ますと非常に遅れていると言わざるを得ません。こうした状況の中で国では平成 23 年度から新たな処理の促進策について検討を重ねてまいりました。前回のこの部会から少し期間が空いてしまいましたが、その間に色々な進展がございました。一つは国としての新たな促進策の案を作りました。これを昨年 10 月 29 日に環境大臣により大阪市長、大阪府知事に検討の要請をさせていただきました。そしてまたその後、此花区公害問題対策協議会をはじめ、大阪の方にご説明をさせていただく機会もございました。本日はこの場をお借りしまして国としての新しい基本計画の案について、またそしてそれを促進していくための方策について皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○中尾係長（司会）

ありがとうございました。続きまして資料の確認をさせていただきます。まず議事次第、続きまして配席図。続きまして表裏一枚物の出席者名簿。ここで出席者名簿ですが環境省様の方から三名ということで書かさせていただいておりますが中野課長補佐の方は欠席されております。続きまして、自治体の方ですが兵庫県の方が春名課長が来られるご予約だったんですけれども、本日所用のため中越主査が来ていただいております。続きまして、右上に資料 1 と書いてあります、大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について。同じく右上資料 2 と書いてございます、平成 25 年度環境モニタリング調査について。最後に参考資料といたしまして、環境省ご提供資料の PCB 廃棄物処理の見直しについて、となっております。資料の配布漏れはございませんでしょうか。

無いようですので、それでは議事に入らせていただきます。部会長であります大阪市の有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので有門課長よろしくお願い申し上げます。

○有門課長（大阪市）

大阪市環境局産業廃棄物規制担当をしております有門でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日はこの部会になりまして本年度 2 回目ということでございます。外部有識者の皆様、自治体の皆様、環境省の皆様、JESCO の皆様、ご参加いただきましてありがとうございます。早速、議題の方に移らせていただきたいと思います。まず、議題（1）でございますけれども、大阪 PCB 廃棄物処理事業、JESCO 大阪事業所におけます、事業の進捗につきましてということで日本環境安全事業株式会社の方からご説明をお願いしたいと存じます。まず、由田取締役がお越しでございますのでご挨拶を頂戴した後、ご説明に入っていただければと考えております。なお、資料 1 に基づきましてご説明がありますが、かなりボリュームがございますので、10 ページ目ぐらいの各種モニタリング調査結果の前辺りで一旦説明を切らしていただきまして 2 回に分けてご説

明をしていただければと思いますので、由田取締役、よろしくお願いいたします。

#### ○由田取締役（JESCO）

日本環境安全事業株式会社の由田でございます。よろしくお願いいたします。大阪市、大阪府をはじめまして、外部有識者の皆様方、関係自治体の皆様方におかれましては日頃より当社の事業に多大なるご理解とご協力を賜りまして改めてこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

大阪事業所におけます、PCB 廃棄物の処理につきましては先程からお話がありますように平成 18 年に操業を開始させていただきまして、これまで監視会議での議論をはじめといたしまして大阪市の関係の皆様を中心にご指導を頂きながら安全を最優先に処理を進めているところでございます。また、地元自治体をはじめまして、関係自治体の皆様方も保管事業者に対します処理促進の指導を頂きまして順調に搬入を頂いておるところであります。おかげ様をもちまして大阪事業所におきましては順調に処理が進んでおりまして、JESCO 処理施設の中で 4 番目に開業いたしました平成 25 年末の時点で処理の進捗率は先程ご紹介にありましたように、約 6 割となっております。大阪事業所におきましては小型トランスの処理のラインの改造によりまして、更なる処理の促進を図っているところであります。安全、確実に処理を行いながら我が国の PCB 廃棄物を可能な限り早期に処理してまいりたいと考えております。一方、今後の処理の推進を行うにあたりましては、全国的な視野に立ちまして、先程、環境省からのご挨拶の中でもありましたように、5 事業所を最大限、有効活用いたしまして、処理困難な条件がある PCB につきましては関係者のご理解とご協力を得まして、円滑に処理できる他事業所の活用を視野に入れまして処理の促進を図ってまいらざる必要がございます。このような中、前回の監視部会以降、11 月 5 日に環境省に設置されております、PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会が再開されまして今後の処理促進策が議論されております。また、12 月 5 日に此花区公害問題対策協議会が開催されまして、環境省から先程お話があったように今後の処理促進策について説明が行われる等大きな動きがあったところでございます。JESCO といたしましてはトランスやコンデンサにつきまして施設の安全性をきちんと確保しながら 5 事業所の相互活用を図りまして、引き続き安全確実な処理を行ってまいりたいと考えております。また、懸案となっております、安定器や小型の電気機器類の処理に関しましては、北九州事業所におきましてプラズマ分解処理方式による処理設備が稼働しておりまして、北海道事業所におきまして昨年 9 月から操業を開始し、安全で安定的な処理が確保されていることが確認されているところでございます。我が国におけます PCB 汚染物な等の早期処理のために従来、安定器とともに処理することを想定しておりました小型電気機器のうち、いわゆる VTR などの既存の設備で処理が可能なものにつきましてはエリア内の各事業所で処理を行う計画がありますので今後の環境省におけます検討や大阪市、大阪府をはじめ、2 府 4 県のご理解の下、大阪事業所といたし

ましても、早期処理へ向けた取り組みに貢献してまいりたいというふうに考えております。本日は主に大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗や環境モニタリング調査の結果等につきましてご報告させていただきますが、JESCO といたしましては環境省、大阪市をはじめ関係者の皆様方のご理解、ご指導の下、1 日でも早く 1 台でも多くの安全で確実な処理が進むよう更なる努力をさせていただきます、所期の目的が達成できますよう頑張っ  
てまいる所存でありますので外部有識者の皆様方、地元の関係の皆様方には引き続き  
JESCO 事業へのご理解とご協力をお願いしたいと思っております。本日はよろしくお願  
いいたします。

#### ○油井所長（JESCO）

JESCO 大阪事業所長の油井でございます。それでは私の方から資料 1 に基づきまして  
操業状況についてご説明したいと思います。1 ページでございますけれども、搬入実績  
でございます。近畿 2 府 4 県で登録されている PCB 廃棄物、これの表 1 にござい  
ますのは各府県別の登録台数とそれから処理の台数を表にしたものでござい  
ます。右の方の  
大阪市というところに\* 2 としてござい  
ますけれども、大阪市の台数は大阪府にある台  
数の内数になっております。図 1 の下のグラフでござい  
ますけれども、その登録台数  
のうち 2 府 4 県で搬入された実績をパーセンテージで表して  
おります。先程からお話ご  
ざい  
ますようにトランスでは 65%、コンデンサでは 66%、それから廃 PCB、これはド  
ラム缶に入った PCB の油でござい  
ますけれども 57%という搬入の実績でござい  
ます。

なお、登録台数につきましては平成 25 年 12 月末現在の台数でござい  
まして、今後増  
加するものというふうに想定されて  
おります。まだ未登録あるいは使用中の物も一部ご  
ざい  
ますので、その追加登録がなされる  
ということ  
でござい  
ます。

続きまして 2 ページでござい  
ます。2 ページは搬入されたトランス、コンデンサ、PCB  
油が中間処理、処理を完了したという物を表で掲げて  
おります。表 2 がその処理台数  
と処理の重量を表にしたものでござい  
ます。図 2 でござい  
ますけれども、それらをグ  
ラフ化したものが下のグラフ  
になって  
お  
り  
ま  
し  
て、このグラフの見方なんですけれども  
棒グラフが台数になって  
お  
り  
ま  
す。左の目盛りでござい  
ます。それから折れ線グラフが  
処理の重量になって  
お  
り  
ま  
し  
て右の目盛り  
になっ  
て  
ま  
す。トランス類は若干台数が減り  
つつある  
ん  
ですけれども、一方で 1 台当たりの重量が大きな物が増えて  
きて  
いること  
によりまして重量的にはさほど減って  
は  
お  
り  
ま  
せ  
ん。あとのコンデンサとか PCB 油につ  
き  
ま  
し  
ては大体比例的  
になっ  
て  
お  
り  
ま  
す。それから右下の処理量というグラフ  
ですけれども、これが左目盛りは棒グラフの PCB の処理量でござい  
ます。それから折れ線グラフの  
赤い印は処理総重量  
ということ  
で PCB 油以外に機器の容器ですとか中のコア  
ですとか、そういったもの  
全て含んだ総重量  
になっ  
て  
お  
り  
ま  
す。なお、今年度につ  
き  
ま  
し  
ては 12 月  
末現在の  
実績でござい  
ますのでこれに更に 3 か月分の処理がこれに加わる  
という  
ふう  
にご  
理  
解  
い  
た  
だ  
き  
た  
い  
と  
思  
い  
ま  
す。

続きまして3ページです。3ページはその処理の結果、無害化された払い出しの実績でございます。有価物と廃棄物それぞれ表-3のようにトン数がでておりまして、それをグラフ化したものが図-3でございます。それから表-4につきましては払い出している廃棄物の再資源化方法について記載されております。

続きまして4ページでございます。4ページは運転廃棄物でございます。運転廃棄物ってというのは何かと申しますと、トランス、コンデンサ、PCB油を処理するにあたりまして施設の中で発生する廃棄物でございます。固体状のものとしましては換排気の活性炭、これは中の排気を活性炭のセーフティーネットを通して外に出すということで、大量に活性炭を使用しているといった廃活性炭です。それから、保護具・シート類といったものがございます。それから、大阪事業の特色なんですけれども液体状の廃棄物がございまして、粉末活性炭とかタール・木酢あるいは廃アルカリといった液体状のものが相当数ございます。それらの合計の本数が昨年末で6,014本でございます。これらは今、施設の中の然るべき倉庫、あるいは外部倉庫を一部お借りして保管をしているといった状況でございます。これらは今後も毎年発生をしまいいりまして、処理が完了するまでにはまだ相当数出てくると予想されるわけですけれども、これを順次処理していかなければならないということで。ただ、処理が始まってから新たに無害化処理認定施設という制度が出来ました。現在これも動き出しておりますけれども、これには1つの線引きがございまして、5,000ppm以下の廃棄物であれば無害化処理認定施設で受け入れることができるという制度でございます。ですので、この運転廃棄物のうち比較的濃度の薄い、5,000ppm以下の物を無害化処理認定施設で委託処理をしようとする。それから、それをどうしても越えるような運転廃棄物についてはJESCOで処理をします。その処理をしなければいけないんですが、その量をなるべく最小化していくということを今検討しております。丸がいくつかその後たくさん書いてあるんですが、これを要約しますと、それぞれ色んな廃棄物の種類に応じて今申しました5,000ppm以下になるべくして、それを無害化処理認定施設で処理をするということとともに、自所で処理をしなければいけない物は確実に処理をしていこうと。実はこれはこれまであまり自所処理というものをやってきませんでした。トランス、コンデンサの処理を優先してきた、というのが実情でございまして、どちらかといいますとそれを保管する一方ということで溜め込んできたわけです。それもかなり限界にきておりまして、計画的に今後処理をしていかなければならないということで、具体的には平成26年度から大阪事業所のVTR施設を使いまして、それを処理していかなければならないというふうに考えております。従いまして来年度から少しトランス、コンデンサの営業物が若干減ってまいります。3割減になるかというふうに、ちょっと予定しておるんですけれども、それも運転廃棄物を処理して初めて全体の処理が減ったということになりますのでその点ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。詳しい記述はちょっと省略したいと思います。

5ページでございます。5) 視察・見学状況につきましては表-6に記載してござい



す。それから、6) 保管事業者説明会の開催でございますが、2府4県、現在5順目を実施中でございます。それから7) ですけれども収集運搬についてなんですけれども現在、JESCO の受入基準を満たしている収集運搬事業者 23 事業者ございましてその一覧表が次のページ、表-8に記載しているとおりでございます。

それから続きまして7ページの8) 緊急時対応訓練の実施状況ということでございます。これは年度ごとにテーマを決めまして今年度につきましては平日昼間の小火災、小規模火災をテーマとして各グループを順番にやっております、月1回1時間の時間を充てまして実施しておるところでございます。大規模な訓練につきましては5月の此花消防署立会いで消防訓練を行いました。それから次のページでございます。

8ページ、安全教育の実施状況でございます。これも月1回1時間を充てまして全従業員を対象にテーマを決めまして安全教育を行っております。

9ページ、10) です。ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況ということでございまして、年々ヒヤリハットとキガカリの件数は減少傾向にあります。取り組みがかなり力を入れてやっておりますので、改善されている面もあると思います。出してもらっただけじゃなくて、これの対処、処置もちゃんときちんと1つずつ潰していくという取り組みをしております。ちなみに下のグラフでございますけれども、図-4ですけれども平成24年度と平成25年度の12月末までの状況です。やはりヒヤリハットとしましては転倒しかけたとか漏洩しかけたとか、実際起こってはいないんですけれどもヒヤッとした、ハッとしたというような事象についてそういう報告が多いということでございます。それからキガカリ事象につきましては現場でヒヤッとしたということはないんですが、前からあそこはちょっと気になっているということを書いて頂いてます。これについては設備面、あるいは作業環境面、操作面、表示面、まあここらへんで半分ぐらい占めているといった状況になっています。今申しましたように、ただ出してもらっただけじゃなくて1つ1つ潰していくという取り組みをしているところでございます。一応ここで一旦切らせていただきます。

#### ○有門課長（大阪市）

ただ今の資料の9ページまで説明を頂きました。ただ今の説明部分につきましてご質問ご意見等ございましたらよろしくお願ひします。

#### ○杉本外部有識者

大阪人間科学大学の杉本です。詳しい説明ありがとうございました。私自身の認識不足もあると思うんですが無害化処理認定施設、それに関して幾つぐらいの場所を利用されているのか、その周辺の住民なり運搬ルートについてどのような結果なり、あるいは情報公開が行われているのか、その辺りをお願いいたします。

○油井所長（JESCO）

まず、全体的な、環境省さんが無害化処理認定施設を認定されますので現在の状況はまたお話しあるかと思いますが、私ども聞いておりますのは大体10か所ぐらい現在ございまして、私どもが発生をします運搬廃棄物を安全確実に処理していただけるところを厳選をしまして、まず実証試験という形でサンプルをお出ししています。そのサンプルについてきちんとできたというようなことの確認をまずしてもらいまして、その上で本格的な契約をしてそこに払い出すという手続きを行っております。現在、私どもの方では、2箇所、廃アルカリを富山県の富山環境整備、それから鳥取県境港市の三光、三つの光と書きました三光株式会社。こちらの方に実際の払い出し、これは実証試験では無く実証試験済みのところに払い出しを行っております。今後、平成26年度以降はこの数も増えてくると、あるいは払い出す廃棄物の種類も増えてくるといふふうに考えております。

○鈴木課長補佐（環境省）

補足ですが、全国で14か所、今認定を受けています。それぞれでして、民間の基本的には産業廃棄物処理業者さんです。平成21年から微量の、JESCOがやっていない微量のPCB問題があったものですから環境省の方で認定を進めていて14か所で。油しか処理しない会社もあればですね、今回JESCOが払い出しているような廃アルカリとか活性炭みたいな物も処理しているところもあれば、それはそれぞれです。申請に基づいて環境大臣が認定をしています。近畿には神戸に神戸環境クリエイトというところがあるんですが、今までは油しかやってなくてももうすぐそこも汚染物も処理ができるようになるはずですね。近畿はそれぐらいですね。あと富山とか鳥取、四国に幾つかあります。先生ご質問のどれくらい情報公開をしているのかという話がありましたけれども、これもですね、処理の状況とかそういったものは普通の産業廃棄物処理業者さんと同じで、きちんと記録を保管してちゃんと閲覧できるようにしておかなければいけないということがあるので、JESCO程何か情報センター作ってとかやっているかどうかということまでは私ども個別にはそこまでないと思いますけど。ただ、要求があれば、全て閲覧をさせなければならない、これは義務になっていますのでそのようにちゃんと措置が成されております。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。他に何かご質問ご意見ございましたら。

○中地外部有識者

中地です。関連ですね、PCBの無害化処理認定施設の例えば排ガスの規制とかですね、その辺守っているかどうかというのは当該の都道府県あるいは政令市の許可を出し

たところが立入検査とかしているということなんですかね。

○鈴木課長補佐（環境省）

はい。許可を出しているのは環境大臣になります。環境省で立入検査をしております。

○中地外部有識者

そしたら、自治体は特に立入権限が無いということですか。

○鈴木課長補佐（環境省）

制度上は自治体も立入権限を持ってまして、だいたい実態としては産業廃棄物処理業者なので県の許可を持っているところが上乗せでPCBの部分だけ国の方に認定申請をするというのが通常パターンですので、実態申し上げると立入検査するときは一緒に県の方と行くことが多いです。そこは協調してやりましょうということでやっています。

○中地外部有識者

すいません、ちょっと聞かせてもらったのは、こことは話が違うんですけども沖縄の米軍のPCB廃棄物を福島県のいわき市で処理をするというので、なかなか情報公開されないものでどうしたものかというのが私の方に話がありましたのでちょっと聞かせていただきました。

本題に入らしていただいて、説明資料について4点ほど質問があるんですけども、一点目は今の関連で4ページの一番最後の4行で、大阪事業の処理完了までに廃棄物としてドラム缶が12,400本ぐらい出ると書かれているんですが、その内、委託処理をするのは9,600本、5,000ppmを超えて大阪事業所で1,800本処理をするということで書いてあって、VTR処理を平成26年度から、この4月からということになっているんですけども、その辺の内訳というか今後の、後で環境省さんの方から説明があると思うんですが、処理計画が変更された場合には、どういうふうになっていくのかということをお案じてですね、具体的に固体状の廃棄物、液状の廃棄物等がですね、どれくらい発生してその内何本ぐらいが5,000ppmを超えて自社内で、JESCOさんの方で処理しなければいけないかどうかということを説明していただきたい。まあ急に言っても出来ない話なので次回以降でもいいんですけども一度ご説明いただきたいのが一点です。

二点目は5ページの6) 保管事業者説明会の開催というところと関連するんですけども、冒頭ですね、未登録のコンデンサが今後増えてもう少し分母が増えるかもしれないというような、表-1の説明でありましたが、現行の保管事業者向けには説明会を開催されていますけれども、今後未登録のコンデンサというのはどういうふうに掘り起こしていくのかというのを、これはJESCOなのかあるいは逆にそれぞれの自治体ですね、責任を持ってやるのかということと、どうお考えなのかというのを教えてください。

それと、三点目が8ページの表-10 のですね、安全教育の実績ということで、教育内容というものを見せていただけてますけれども、最後のところで12月19日にコミュニケーションということで安全教育されているようなんですけれども、このコミュニケーションというのは作業員間の作業に関するコミュニケーションなのか、あるいはいわゆるリスクコミュニケーションといいますか、周辺住民とかいわゆる関係者との当事業所とのコミュニケーションなのかということで少し内容についてご説明ください。

それと後、9ページの10) ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況のところなんですけど今年度ですね、前年度までに比べるとヒヤリハットもキガカリもかなり件数が減ってきているわけですが、この辺については基本的にはですね、改善をされたためにヒヤリハット、キガカリの件数が減ってきているというふうに理解していいのか、あるいは別の要因があるのかというところら辺をお考えがあるようでしたらご説明お願いします。以上です。

○有門課長（大阪市）

いろいろご意見、ご質問賜りましたけれども、掘り起こしの件は後程ということでJESCOさん、お答えをお願いします。

○油井所長（JESCO）

はい。一点目の運転廃棄物を今後どういうふうに計画的に処理していくのかというのをもう少しわかりやすく示されたい、ということでございまして、ここに今6,000本程ありますと、それで処理完了するまでに大体今6割ぐらいが処理できましたので後このペースでいくと総数でだいたい倍ぐらい、12,000本強出ると想定をしたわけでございます。実はこれを26年度からやっていこうということを考えましたけれども、これをどういうペースで今後やっていくのかというのはもう少し細かな説明をしなければいけないというのも私も思っております、先生ご指摘のとおりでございますので次回の資料にももう少しそこら辺を具体的に分かるようにさせていただきたいと思っております。

それから保管事業者の、未登録の話はちょっと後でということでございますので、3つ目の教育の話を見せていただきます。12月19日のコミュニケーション、これも具体的にどういうことをやったかでございますけど、これはあくまで施設の中の作業の作業員あるいは運転者間同士のコミュニケーションのことでございます。やはり連携が必要な部署が多々ありますので、あるいは同じグループ、同一グループの中でもコミュニケーションをとってやっていく、あるいは引き継ぎなんかも特に重要でございますけれどもそこら辺のコミュニケーションの取り方についてやったということでございます。

それからヒヤリハットなんですけれども、評価的には中々難しいかと思っておりますけれども自分たちで減ってきてよかったよかったと、なんか自画自賛になりますのであまり強調できないんですけれども、まあ減ってきているのは取り組みをきちっとやってきた

ので同じことが無いような形にあるところはもうなってるというふうに、それはそうなっていると思います。ただですね、一方で慣れとか活動のマンネリ化とかで先生おっしゃるように減ってきてるようでは問題がありますので実際は今期は偶数月を取り組み強化月間にしまして積極的に出してもらい、偶数月でよかったですよね、間違いありません。2か月に1回取り組み強化月間を設けて積極的に出してもらっていることも一方ではやっております。ということで中々評価が難しいところではございます。

○有門課長（大阪市）

掘り起こし等につきまして、環境省さんお願いします。

○鈴木課長補佐（環境省）

はい。まず前提としてですね、PCB 廃棄物を保管している人は行政に届け出なければならないと、これは義務になっていますので一義的には持っている人がやらなければいけない。ただそうはいっても知りませんでしたという人も中にはどうしても出てきてしまうものですから行政の方がそこはきちっと、JESCO の方でもできることはやるんですがむしろ行政側がしっかりやっていなければならないことだろうと思っております。個別にはですね、やっぱり主に都道府県、政令市の取り組みに期待するところが大きいですけれども、環境省としても、今後、後で後半でも説明させていただき時間をいただきますけれども、PCB 廃棄物を処理完了というところに向けてきちっと取り組んでいかなければならないステージに入ってきてつつあるわけですので、残りの PCB 廃棄物をきちっと出してもらおうということについて取り組んでいきたいと。具体的にはすみません、後半の方で主な説明事項になっておりますので説明させていただきたいと思います。

○有門課長（大阪市）

はい、ありがとうございます。未届け等の掘り起こしは私ども大阪市をはじめ、2府4県13政令市がきっちりとやるべきものだと考えております。引き続きご質問等ございましたら。

○中地外部有識者

追加で。ヒヤリハット・キガカリタスク会議というので今強化月間を作ってやっていますということなんですけど通常的安全衛生委員会とは別に開かれていると考えていいんですかね。安全衛生委員会の中でキガカリ、ヒヤリハットの報告をする会議にされているということですか。

○油井所長（JESCO）

別でございます。安全衛生委員会は JESCO とそれから事実上の運転会社がございませ

て、それぞれ持っております。それからそれが合同でやるのを安全衛生協議会という形で、これも月1回行っております。今のそのヒヤリハットのタスク会議、これはそれとは別にもう少し細かくこのことについて専門的にやろうという会議で、これはJESCOと運転会社と合同でやっております。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。それでは続きの資料1の10ページからの説明をよろしく願いいたします。

○峯岡副所長（JESCO）

副所長の峯岡でございます。それでは10ページ、各種モニタリング調査結果についてご説明させていただきます。ここでは排出源モニタリング、周辺環境モニタリング、それから作業環境モニタリング、この3つについて説明させていただきます。まず10ページ、排出源モニタリングでございますが、排水につきましては年1回やっております。前回の監視部会で報告のとおり、平成25年6月に実施しましたものにつきましては各自主管理目標値未満でございました。次回は今年6月を予定しております。（2）騒音・振動でございますが、これも年1回でございます。これも昨年6月に実施した騒音・振動レベルは全て維持管理目標値を満足しております。次回の測定は平成26年6月を予定しております。（3）排気、これは年2回でございます。これも平成25年の6月、7月に実施した外部分析機関による排出源モニタリングの結果は表-12-1、次のページの表-12-2に記載して、前回の監視部会でもこの表を掲げさせていただきましたが、右のページ、11ページに結果のところ、平成25年7月のところに3つ印、色が付いております。それが10ページにお戻りいただきまして昨年6月、東棟のPCB脱塩素化反応に係る3つの系統の排気ガス中のベンゼン濃度が基準0.35mg/m<sup>3</sup>Nに対しましてそれぞれ0.69mg/m<sup>3</sup>N、0.36mg/m<sup>3</sup>N、0.50mg/m<sup>3</sup>Nとわずかに超過してご説明、ご報告させていただきました。その後再測定を行った結果では自主管理目標値未満でございました。原因の特定には至っておりませんが定期的なベンゼンの内部測定及び配管の除染、活性炭及びスクラバー液の交換をさらに徹底して実施してまいります。なお、昨年、平成25年12月に平成25年度2回目の排出源モニタリング測定を行いまして、ベンゼンの速報値は自主管理目標値未満でございました。なお、この2回目の他の項目は現在分析中でございます。次回の会議でご説明させていただきたいと思っております。

続きまして12ページ、周辺環境モニタリングの結果でございます。これそれぞれ採っておりますのは、13ページの中ほどに私どもJESCO事業所の図面がございます。例えば大気汚染ですと私ども図-5の西棟と、それから下の方にCというのがございましてこれは南の敷地の大阪ガスの敷地でございます。12ページにお戻りいただきまして、まず大気環境測定でございますが、年4回採っております。その結果、表-13にも載って

おりますように平成 24 年度の冬から平成 25 年度の秋まで全て環境目標値を遵守しておりますところでございます。また、右の方に年 1 回実施しております臭気測定結果、表-16 で載せておりますがこれも同様でございます。その前、表-14、表-15 ではそれぞれ PCB、ダイオキシン類の私ども施設が建設する前から、平成 17 年からの経年変化を採っておりますがいずれも環境保全目標値を大幅に下回る数値でございます。

続きまして 14 ページでございます。作業環境の測定結果でございます。表としましては 1 ページ、15 ページにそれぞれ採りました測定値、次のページ 16 ページ、これは大型解体、小型解体のトランス、労働安全衛生法上の管理区分を示した図でございます。また、17 ページは分析室でアセトン、ヘキサンまた東棟でビフェニルを測定した結果でございます。すいませんが 14 ページにお戻りいただきます。管理区域レベル 3 の大型解体室または小型解体室の作業環境測定は毎年度 2 回実施しております、その結果は図-6 で、それから先程申した表-17 でございます。6 月に実施しました結果では PCB 濃度が若干上昇し大型解体室、小型解体室では管理濃度  $0.02\text{mg}/\text{m}^3$  を超過いたしました。12 月の測定結果では管理濃度未満でした。6 月に超過した原因は定検時の大型トランス処理推進工事に備えて大型解体、小型解体室において装置類の準備作業をしたことによるものと思っております。それから先程申しましたように 12 月の測定結果で大型解体室では第 3 管理区分から第 1 管理区分、小型解体室は 6 月に第 3 管理区分、7 月の追加測定で第 2 管理区分、12 月も第 2 管理区分となっております。なおレベル 3 でございますので防護服や全面体マスク等の保護具の着用は従来どおりでございます。(2) ダイオキシン類濃度も管理レベル、大型解体、小型解体で、特に 6 月に小型解体室において  $140\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  という数字になっておりますが、12 月には  $12\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  まで低下しております。管理区域レベル 3 以外の部屋では西棟の小型抜油室、また東棟の中間処理室で  $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$  を超過したところでございます。これらの部屋では従来から入室にあたっては半面体マスクを着用することとしております。それから VTR 室は許容濃度を超過しましたが 12 月の測定では改善しましたので半面体マスクの着用を解除しました。すいません。18 ページ。今の改善対策でございますが、改善対策につきましては小型解体、大型解体でフライス盤周りの囲い込みと集塵機の設置を行いました。また、室温を低下させ改善前より  $5^\circ\text{C}$  程低い室温を維持しております。VTR 処理室では、ここは作業者が作業しますのでこれまでも床面の除染強化等を重ねてまいりましたが夏になると基準値がダイオキシンが上がるということを繰り返しておりました。調査の結果未処理品の搬入場所付近で高いということが明らかになりましたのでその付近の設備の改造、局所排気装置の設置を行いました。これは後程ご説明させていただきます。大型解体室、小型解体室、タンク室、充填室それから蒸留室、中間処理室でいずれも清掃、除染といったものを実施しておりますところでございます。

5) の健康管理でございますが当社は血中 PCB 及びダイオキシン類濃度の測定を定期的に行い、目標値との比較による管理を行っております。毎年 6 月を目途に測定してお

りますが平成 25 年度までの状況につきましては全員が PCB 濃度につきましては下回っておりまして。血中ダイオキシン類濃度に関しましては当面の健康の目標である一般人、「ダイオキシン類関係作業に従事していない者と同程度又はそれ以下」を満たしてまいりました。各作業従事者には通知する際にヒアリングを実施して注意、またうがいの励行等を面談で指導しておるところでございました。以上でございます。

#### ○志村副所長（JESCO）

副所長の志村でございます。続けて 3. の設備の改造等についてご説明いたします。設備改造は 2 件実施しております。1 件目は改造ではございませんがオンラインモニタリング装置の更新をしております。2 件目は VTR 室の環境改善、先程説明ありました、ダイオキシンの対策でございます。これにつきましては次のページの図面でご説明いたします。まずオンラインにつきましては図-8 でございます。これは西棟のオンライン装置でございまして A、B、C 3 基でございます。A と B が主に排出源の測定、C が工場内の作業環境を測定しているという装置でございます。この A と B につきましては本設備が出来上がった当初からの機器でございますのでそろそろ老朽化が始まってきているということで順次更新を始めていくところでございます。A 号機につきましては VTR 関係あるいは大型の抜油・解体、大型、小型の解体設備関係の測定を行ってまいりましたがこれらについては作業環境の測定を行ってまいりました C 号機でバックアップをして監視状態を継続したまま作業中に更新工事を行いました。これは 1 月から実際に切り替えて現場の工事を始めまして先週の 2 月 18 日に消防の確認を得まして現在は試運転も終了して本来の形に戻って正常に測定を継続しております。次に VTR 室の作業改善工事でございますが次のページの図面をちょっと見ていただきたいのですが、横の図面でございます。この緑色で囲った部分が VTR 室と一致しているものになっております。真ん中に VTR の A、B、C、D と書いてございますがこれが VTR の装置が横に並んでおります。次に四角い赤い枠が 3 つ書いてございますが、この図面で見ますと左下の方が未処理物が入ってきてここで準備をする場所になっております。やはり先ほども申しあげましたように、分析をいたしますと左側のこの未処理物が入ってくるエリアが若干濃度が高いということでこの発生源の 3 か所、まずグリーンハウスと書いてございますが、このグリーンハウスは VTR の関係の機器類のメンテナンスを行う場所でございます。このメンテナンスの時にはやはり、あの PCB が、洗浄してからあるいは掃除をしてから分解をするんですけども、やはり洗浄しきれない等の関係で仮設のグリーンハウスを作った中で作業をやってまいりましたが仮設では蒸散が防げないということで本設化をいたしました。次に VTR ステーションテーブルというのはこれは次に VTR で処理するものを搬送装置の上に積み付ける場所でございます。ここでもやはり未処理物で長期保管をしていた物については漏れてはいないんですが周りが若干汚染されていると、そういったものが時々出てまいりますのでそういったものが発生源になっているだろうということで対



応をいたしました。次に VTR 搬入棚というところ。これはさらに次の処理物を一時的に保管しておく架台でございます。ここも鉄骨の架台で周囲は開放状態でありましたのでそこを囲って局所化を図るということでございます。次のページをめくっていただいて、図-9-2 でございますが、これは1つ1つ概要を説明しております。右上のところグリーンハウスでございます。これは鉄骨を組みまして周囲を防火の不燃のシートで覆いまして局所排気で引くと、そして活性炭で浄化するという装置でございます。中にチェーンブロックを入れまして部品を解体するときどうしても準備が必要で今までフォークリフトを突っ込んだりしてやっていたんですが、そうしますと入口のドアにどうしても隙間が開いてしまうということで中にそういう装置を設けまして一応囲った状態で作業ができると、その間は局所排気で蒸散したものを吸引して活性炭に吸着させるという装置でございます。これは四方を囲っております。天盤の部分は開放でございます。これは消防法の関係で防消火設備の関係がございますので上は開放しております。但し PCB は重量が重いので下の方で引けばかなり除去ができるということでこのような設定にしております。真ん中の VTR ステーションテーブルというのは真ん中の小さい図でございます。これは高さ1m程の架台の上で作業をいたします。その架台のちょうど積み付けている下のところに局所排気を設置いたしまして下の方に流れる気流を作って上に据え付けたものから蒸散したものが下に吸引されて浄化されるというかたちにしております。一番下が VTR 搬入棚でございます。これはちょうど左下に鳥観図的なものを書いてありますがこういった鉄骨の台でございます。ここに3段ございましてここに未処理物を一時的に保管する場所がございます。この周囲を囲いまして同じく吸引、活性炭を通すように今は一元化しまして排気するという設備でございます。これにつきましては正面が物の出し入れがございますのでロールカーテンを付けまして必要な時だけ開ける、出し入れをしないときには必ず下ろすといった管理をして蒸散を防ぐといったものでございます。これにつきましても天盤の方は防消火の関係で開放でございますが三方は囲い、正面はロールカーテンで仕切りをするという設備になってございます。次に4.23 ページのトラブル報告でございます。前回の委員会以降トラブルが一件発生しております。これは労災でございます。今年の1月21日に小型解体室、これはレベル3のエリアでございますが労働災害が発生いたしました。状況は車載トランスの部品をバンドソーという回転するベルト型の鋸で切断している作業を脇で監視している最中に、次の下にその操作をしているわけではないんですが、次の段取りをしようと思って振り向いたときにバランスを崩して倒れてしまったと、その時に右足の小指の付け根を骨折したというものでございます。写真は、左はちょうど操作盤の前で状況を見ているところでございます。右は振り向きざまによるけて倒れた所の想定の写真でございます。原因といたしましては負傷者に直接聞いたんですがこの近くに、ちょうどこの写真にも写っていますけれども、オイルパンの縁に5cm程の縁がございますが、これは気が付いてこれに引っかかったという認識はなかったんですけども振り向きざまにちょっとよろけて

倒れてしまったということで、原因は残念ながら特定には至っておりません。この解体室の作業では写真にございますようにヘルメットを被り防護服を着て安全長靴を履いております。全面体を着けておりますので非常に視界が狭くて動きづらいといった状況でございます。この安全長靴も普通の長靴では無くて材質としては溶剤に耐えられる材質で、なおかつ安全長靴ということでつま先には鉄板が入っているというちょっと動きづらい代物でございます。ということで対策会議を持ちまして、本人が帰ってからインタビューをしてその後色々関係者集まって対策会議を開きまして、まず下の4点の対策を考えております。まず個人に支給している防護長靴、これのサイズがちゃんと合っているかどうかということを確認して合っていない者は、ほとんど実際には個人持ちでやりましたのでぶかぶかとかきついかいいうことはほとんど無かったんですがその確認をいたしました。ただ、紐で絞めるような構造ではございませんので長さ方向の寸法は合っているんだけど若干上方向、いわゆる甲の部分には余裕がありますので足を上げたときに靴の底が完全に浮いてたかどうかというのはちょっと疑問なところがあります。従って上げたときに靴の底が引っ掛かったという可能性が否定できないということでやはりこれは個人個人に注意をしてもらおうとになりまして2番のオイルパンの周囲ですね、こちら辺にトラテープを貼ってここに突起物があるよということを知るように表記したというふうに考えております。解体室の3番でございますが、各人が色々注意ポイントを持っていると思いますのでそれをまとめて情報を共有化するという対策をしてくれているところです。それとオイルパンの内側に側壁と同じ高さの踏み台を付けて分かりやすくするといいますか、躓き辛くするという方法をとっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。ただ今のご説明、また前半部分も含めましてご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。上野先生。

○上野外部有識者

14 ページのですね、作業環境の改善対策。特に解体室でのことなんですけれども、夏場は特に解体室はPCB濃度が上がるということで色々改善していただいているんですけれども、空調設備を改善して温度を下げるということがあまり効果を及ぼしていないような気もするんですけれども。例えばですね、トランス等が搬入されてすぐに解体するとかかなりトランス自体の温度が高いとか、それによって例えばPCBが蒸散しやすいとかでいうことであれば空調設備よりもむしろトランス等の、まあこれかなり時間がかかってしまう問題だと思うんですけれどもその辺のほうはむしろ影響しているということはないんでしょうか。その辺をちょっとお伺いしたいと思ひまして。

○志村副所長（JESCO）

トランスは実際に抜油いたしまして粗洗浄してから中に入れますので確かに洗浄中の温度は若干上がっているとは思いますが大きな物ですので、結構時間がかかりますのでそれほど温度は高くなってないと思っております。全体としては温度を下げたことによって以前もご説明いたしましたけれどもオンラインの値でPCBの濃度は一桁台に下がっております。どうしても局所的に測ると、何か作業が重なると若干高い部分があるかと思っておりますけれども実際に解体物を切ったりしてる間はL2の通路の方から遠隔で操作いたしますので当然鋸とか先程の鋸だとか、フライスで切っている部分は局所的に温度は上がるんですけども切っている最中は時々先程みたいに監視のためにちょこっと様子を見に行くという以外は常時近寄らないような段取りにしております。

○上野外部有識者

ありがとうございます。

○有門課長（大阪市）

はい。他に何かご質問等ございますでしょうか。中地先生。

○中地外部有識者

すいません、最後の方含めて3点ありまして、1つ目は10ページの各種モニタリングの排出源モニタリングで排気口、ボイラーのところ、(3)のですね、下から5行目ぐらいのところですけども、一応今回3か所で平成25年7月にベンゼンで自主管理目標値を超えたということで再測定を行った結果では自主管理目標値未満でしたと書かれてるんですが11ページの表-12-2というのは平成25年7月までの結果しか出てないのであればですね、再測定をした結果がどれくらいだったのかというのをきちんと書いていただきたいというのが1つです。

それと19ページの設備の改造で西棟VTR処理室の作業環境改善工事ということで3つやられているんですが、22ページの図-9-2を見せていただくと確かにですね、グリーンハウスとかVTRステーションテーブルというのはPCBが比較的重いということで下から引くようになっているんですけどもVTR搬入棚というのは立面図でいうと上がですね、棚の上から引くような形になっているのでこれ横から引くか何かもうちょっと低いところの箇所から引くような形にはならないんですかねというのが図面を見た感想なので教えてください。

3点目はですね、23ページのトラブル報告で今回切断機事故が起きたということなんですけれども安全活動事案のところ転倒事故というのは結構ヒヤリハットで問題提起されて改善されてきているということだったんですが、今回まあオイルパンの内側に側壁と同じ高さの踏み板を設置するみたいな形で高さを合わせたりということがあって、

ここではヒヤリハットで転倒の可能性があるというような指摘とかなかったんですかね。その辺今回全然起きないようなところで転倒事故が起きたということなのか、以前からある程度指摘されていたところが改善されてなくて起きたのかということをお教えください。以上です。

○有門課長（大阪市）

はい、よろしくお願いします。

○志村副所長（JESCO）

1点目の再測定の結果はすいません、載せておりませんで、実際はクリアしております。次回から載せるように致しますので失礼致しました。

2つ目の図-9-2でございますが、すいません、説明が抜けました。右下のところに側面図がございます。これはダクトのルートを書いたものでちょうどまわりの障害物があってダクトが上に上がってしまっていて真後ろで下に下りましてボックスを付けて一番下から引くようにしております。

○中地外部有識者

わかりました。

○志村副所長（JESCO）

失礼いたしました。

○油井所長（JESCO）

3つ目の転倒に関する解体グループからのヒヤリハットの申請が無かったのかという点ですけれども、これはありませんでした。そういった中で起こってしまったということでございます。

○有門課長（JESCO）

はい、すいません。他にご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。そうしましたらまた後ほどお気づきの点がございましたら承りたいと思いますので議事を進めさせていただきます。議題（2）でございますけれども大阪市が行っております大気環境モニタリング結果につきまして報告をさせていただきます。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市の産業廃棄物規制担当の谷野です。資料2につきまして私の方からご説明させていただきます。資料2の平成25年度環境モニタリング調査ということで資料をご覧ください。

たきます。JESCO 大阪事業所の PCB 廃棄物処理施設の稼働に伴う周辺環境への影響について大阪市として把握することを目的として実施しております。調査につきましては本市としまして JESCO 大阪事業所の操業開始前の平成 17 年度から毎年夏と冬、年 2 回大気についてのモニタリング調査を実施しているところでございます。それでは平成 25 年度の調査についてですが、調査場所としましては例年と同様ですけれども JESCO 事業所の地点の 1 箇所と JESCO 大阪事業所に最も近い住居地域の地点ということで此花区桜島の建設局の抽水所があるんですけれどもそこが最も近い住居地点ということでこちらの地点、合わせて 2 地点で定点調査を実施しております。調査期間につきましては夏季調査につきましては平成 25 年 7 月 9 日から 7 月 16 日、冬季調査につきましては 12 月 10 日から 12 月 17 日、それぞれ 7 日間連続測定、サンプルの連続採取を行って分析をしております。測定物質につきましてはこれも例年と同じ項目ですけれども、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンということでそれぞれ測定をしております。次に調査結果ですけれども 1 番下の 3 のところでお示しておりますけれども、PCB について言いますと夏季調査の方がカッコ書きのところでは  $0.60\text{ng}/\text{m}^3$  が夏季調査で今回の冬季調査につきましては JESCO 大阪事業所地点で  $0.26\text{ng}/\text{m}^3$ 、桜島地点につきましては冬季調査のところでは  $0.73\text{ng}/\text{m}^3$  という値になっております。次にダイオキシン類につきましてもそれぞれ冬季調査の欄をご覧くださいますと JESCO 大阪事業所地点で  $0.021\text{pg}\text{-TEQ}/\text{m}^3$ 、桜島の地点で  $0.026\text{pg}\text{-TEQ}/\text{m}^3$  というところで非常に小さい値になっております。次にベンゼンなんですけれども、ベンゼンにつきましては前回夏季調査で JESCO 大阪事業所の地点で  $0.0022\text{mg}/\text{m}^3$  ということで若干高いめの値が出たんですけれども、今回の冬季調査の結果を見ますと  $0.0013\text{mg}/\text{m}^3$  ということで、まあ例年並みの値に下がっているという結果になっております。桜島地点につきましても  $0.0012\text{mg}/\text{m}^3$  ということで例年並みの値ということで調査結果として出ております。以下トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンにつきましてもこちらの表にお示ししているとおりでございましていずれの項目につきましても環境基準値等の数値と比較しても非常に小さい値となっております。次に 2 ページのところではこれまでの経年変化についてということで操業開始前の平成 17 年度から今年度、平成 25 年度までの測定結果をそれぞれ地点ごとでお示しております。両地点、またいずれの項目とも JESCO 操業開始前の平成 17 年度のデータと比較しまして数字が上がっているという状況にはなっておりません。次 3 ページのところではこれまでの経年変化につきましてダイオキシン類濃度につきましてグラフ化したものをお示しております。こちらも両地点とも操業開始前とほぼ同等程度の値で推移しているというふうになっております。また、市内平均値ですね、これは大阪市内に常設の監視地点が 7 箇所ございまして、そちらでのダイオキシン類の測定結果の平均値なんですけれども、その平均値と比較しましても同等程度で推移しているということになっております。以上の結果から JESCO 大阪事業所による環境への影響はほとんど無いというふうに考えております。以上でございます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。ただいまの環境モニタリング調査の報告につきまして何かご意見、ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

特に無いようでしたら議題を進めさせていただきます。議題の3番でございます。その他ということなんですけれども本日環境省にご出席を頂いておりました資料の方を頂いております。PCB 廃棄物処理の見直しについてということで資料を頂いておりますのでこの分につきましてご説明を頂きたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

○塚本課長（環境省）

ありがとうございます。それでは早速でございますが、お手元の資料をめぐっていただいて順に説明をさせていただこうと思います。PCB につきましては皆さんご案内のとおりでございますけれどもベンゼン、今話題にもなりましたが、ベンゼンが2つくっついてそこに塩素がいくつか付いたという構造のものでございます。無色透明の油でございますが非常に熱に強くて壊れづらい絶縁油でございます、それが故に工業的に大変有用性が高かったものでございます。しかし、壊れづらいということは環境中に出てもいつまでも残っているということ、更には急性の毒性はそれほどございませんが長期的には毒性が大変強いということもあり、完全な製造、使用が禁止された物質でございます。3ページ目にまいりますけれどもご案内のとおり、1972年に製造中止、回収などの指示が当時の通産省から出されましたけれども、この廃棄物の処理については30年間全然処理施設が建たなかったという歴史的な経緯がございます。やはり、油ですから燃やしてしまえばこの世から無くなるわけですが、燃える際にダイオキシンが発生することを非常に地域住民の方々がご心配されて忌避されたということでございます。その後国の事業としてJESCOが立ち上がり、処理が開始したわけですがその背景には2つポイントがあるかと思ひます。1点は国がきちんと責任を持って、本来産業廃棄物は排出責任者、民の責任でありましたがそれを国がきちんと処理施設を作るということで1つまず安心感を持っていただくと。それからもう1つは化学処理ですね。完全に燃やさずに閉鎖空間で化学的に分解をしきってしまう。こういう2つの条件があつて地域の受け入れをしていただいていると理解をしております。4ページにもありますがこうした中で全国の5事業所の体制で操業が始まりましたけれども、決して順調な操業ということではございませんでした。5ページ目に進みますけれども、これは世界初の取り組みです。こんな大規模に化学的な処理を行うなんて世界初の取り組みです。その中で働いていただく事業者の皆様、この働く人たちの健康、安全を確保できずしてJESCOの事業はあり得ないということでまずその部分をしっかりやったわけですが、実際には、思ったよりもPCBが揮発するなど様々な技術的な困難に直面をいたしました。まずは作業者の安全の確保に全力を尽くしました。そしてその後、PCBの処理の円滑な解体とかあるいは洗

う作業とかをどんどんより良いものにしていくといった過程がございます。幸い現時点では技術的な課題、克服できるものはほぼ克服し5事業所は当初予定していた能力値で動けるような状況まで来ております。次にまいりますが、しかしながら大変問題なのはトランス、コンデンサについては当初の予定どおりのスペックを出せるようになったんですが安定器、蛍光灯の中に入っている安定器、これについての処理が思ったよりも技術的に難しいというのが東京事業所の事情でございます。そもそも東京事業所では安定器を処理するための施設を造っておりますが、これがうまくいかないと。また大阪あるいは豊田においてはこうした処理施設の立地に至るまでの地域選定まで調整が至っていないという状況がございます。こうした状況の中で全体的な処理が遅れる中で国として新たな計画を示すことが求められている状況でございます。さて、9ページに飛びますけれども、まずそうした状況の中で国として考えておりますことは日本全体のPCBを1日でも早く処理をするための計画を作ると。そのためには先程由田取締役からもお話がございましたけれども、JESCOの各事業所それぞれがちょっとずつ異なる能力と、あるいはできないこととございます。それらをうまく組み合わせることで各事業所の能力を最大限発揮できる処理体制を作っていくと。そして3つ目ですけれども今後も今までどおり安全操業をまず第一としつつ、その上で計画的に早期にやっていくんだということの基本原則として検討会の検討案を元に国としての案を作らせていただきました。10ページにめくって進ませていただきます。大阪を例にとりて説明をいたします。大阪地域ではVTR、まあ非常に真空化でコンデンサを熱して、そこからPCBを蒸発させるという最新の施設を有しております。このVTRを使ってコンデンサの処理が非常に円滑に進んでおりますが、なかにはどうしても手解体をしないとイケないというようなものが出てまいります。ちょっと先に進みますけど14ページなどご覧になっていただくと分かりますが、14ページでございますように特殊な形状のコンデンサあるいは短絡等により破裂をして、中が炭になってしまっているようなもの。こういうものはむしろVTRのほうが向いているというものがございます。戻りましてそういった物については、豊田に持っていくと。他方、豊田の方で手解体では中々うまくいかない特殊コンデンサについては、今度は逆に大阪の方に持っていくと。こうしたやりとりが促進策案に入ってます。また大阪で、VTR等の装置を使いますと粉末の活性炭がPCBを含んだ廃棄物として出てきます。これを処理をしなくちゃいけないですが、これを大阪で自ら処理をしようとする本ライン、PCB本体の処理がかなり遅れが出てしまいます。これを今度は東京事業所へ持っていく。東京で粉末を処理することで大阪のラインを空けてそこで本体PCBの処理を促進すると。こういうやりとりでございます。また先程処理施設が無かったと、できなかったと申し上げた安定器等につきましては大阪の物は北九州事業所で集約をしてそこで処理をします。このような考え方になっております。その結果日本全国でどのように処理が加速化されるかというのがその下、11ページでございます。上の方で現状と書いたグラフがございますが、これは現在のやり方でこのまま淡々と作業を進めた場

合、各事業所がどのような処理期間がかかるかというものでございます。豊田、東京につきましてはかなり遅くまでかかってしまう。大阪については最後に3年間の点線の予備期間を設けた上で平成37年までかかるということになっております。これを先程の相互融通を図ることで全国かなりスピードアップすることができます。豊田、東京についても平成37年まで、大阪については1年ですが短縮をして平成36年までに終わると。全国的に非常に早く終わることが可能になります。他方、安定器につきましては北九州と北海道にしか処理施設がございません。この2箇所を2極化することによって、北海道につきましてはトランス、コンデンサの操業期間内に東京地域の物を受け入れる、延長はございませんが。北九州に関しては大阪、豊田の安定器を受け入れることで本来のトランス、コンデンサの処理期間である平成33年よりも2年間処理が延びることになります。しかし、これによって全国的に前の計画のままよりは、かなり加速化できる。またこれによって平成40年までに国際的にも求められておりますPCBの根絶というものが達成することができるという案でございます。

さて、こうした案を国としてお示しするにあたって、幾つか気遣いをしておりましてめくっていただきますと、次の13ページでございますけれども、例えば豊田エリアにおける車載トランス、これを他地域でも処理をお願いすることとしておりますけれども、そもそも豊田事業所でこれを極力自ら処理をするというのが基本でございますので豊田事業所におけます洗浄施設の増設でありますとか施設の改良、こういったものはしっかりやっていきます。その上でどうしても余ってしまう物について他の事業所のラインを有効活用することで全体として早めると。大阪も豊田の車載トランス、新幹線トランスを受け入れますが、しかしそれによって大阪が延びるということはございません。むしろ1年短縮することになっております。まためくっていただきまして16ページまで進みますけれども、安定器、これにつきましても全て北と南に集約するのでは無くて大阪、豊田、東京事業所内それぞれ小型の小さな物については自らの事業所の中で処理ができます。この絵でございます小さな、家庭用の小型の物ですね。右から2番目ですね、小型の電気機器と言われている小さなコンデンサですね。こういった物についてはきちんと自分の地域で処理をしていただく。その上でどうしてもできない物を北と南に持っていくということをお示しさせていただいております。また、安定器等と汚染物、先程も話題になっておりましてけれども一部濃度が低い物については民間の力をお借りして民で処理をしていくということでJESCO自体の処理をより高濃度な物に振り分けていくという考え方でございます。こうした案について私ども国の案ということで5つのJESCOを操業させていただいている地元にご提案をさせていただいたところでございます。これを受けて、幾つかの自治体からご質問やご意見を頂いております。その大半が2点に集約されます。1つは今までの計画よりも長い地域で9年延長になります。9年間、これから今ある施設を使っていく上で安全性っていうのはどうなんだろう、長期的な老朽化対策とかどのように行っていくんだろうかというのが1点目です。そして



もう1つは確かに1期目は技術的な壁があって計画どおりに進まなかったのは分かった、しかしこれから先、次の計画は本当に国が今回示した計画内で終わるんですかと。そのためには今あるPCBの把握、あるいは把握された物をきちんとJESCOに持っていく体制。そういったことが必要じゃないでしょうかと、そこを国はどう考えているんですかと。この2つが大きな課題として明らかになってまいりました。それについて国としての新たな対策案をお示ししたのが今日お持ちしているこの説明書類になります。その部分についても引き続き、鈴木の方から説明を致します。

○鈴木課長補佐（環境省）

そうしましたら、3の安全対策というところですが、スライドの20からしばらくは、これまでタイトルにもありますが、これまでの処理の実施ということでありまして。簡単にご説明だけさせていただきますが、JESCOの無害化処理、安全な無害化をしているということと閉鎖系での作業をしているというご説明を20で書いてございます。21はJESCOの施設設計について、こういったセーフティーネット、フェイルセーフという概念で設計をしているということ。それからそれを担保するというか作業上の環境への影響、作業員への影響を防止するということを担保するための監視システムといったようなことをしています。この辺りはこの場でも何度もご説明をさせていただいていることかもしれません。めくっていただきまして実際のJESCOの中のオイルパンがあってその後防油堤があって、さらに不浸透性の床があってということの説明が22でございます。実際にこれらの安全対策がですね、寄与してこれまでトラブルが仮にあったとしても、最小限に抑えているというのがスライド23でございまして、例えばトレイと書いてありますが、万が一油漏れが発生した場合でも床面への漏洩を防止するとか、検知器、検出器を設置して油が漏洩したのをきちんと把握するとか、オンラインモニタリングで事前に把握し、超えてからというよりは危なくなったらきちんと把握できるといったようなことでトラブルというか万が一の場合でも最小限になるといったようなことを設備的にも担保しています。スライドの24は収集運搬の対策でありまして、今後も処理エリアが一部大阪から例えば北九州とか豊田とかいうことが出てくるわけですが基本的にはこれまでの安全な収集運搬の対策を今後もきちんとやっていくということでございます。今後のというのはスライドの25からなんですけれども、今後の処理の安全性対策として1つ目は先程ご説明申し上げた大丈夫なんですかと、きちんと施設が長く使われることについて安全性が担保されているんですかというご質問が色々あったわけでございます。スライドの25にありますように、まず、基幹的な設備は例えば当初予定していた平成28年まで持てばいいといったことではなくて、元々、耐用性の高い材料を使用するといったようなことで、基幹設備についてはそういった耐用年数が十分あることが前提でありまして、ただ周辺設備、パイプにしる、ポンプにしる様々あるわけでありまして。そういった物については真ん中に書いてあります長期保全計画というものを作成を

今着手をしてございます。計画的にこれから更新をしていくということでありまして、壊れてから換えるということではなくて、壊れる前にきちんと計画的に更新をしていくということでございます。さらには定期点検、これまでもやってきてますけれども1年に1回は1カ月程度全ての設備を停止した定期点検といったこともやりますし日常点検、これは大変重要だと思いますけどもこれもきちんとやっていくと。こういったことを全てやって設備の安全性というものを担保していこうということでございます。めくっていただきましてスライドの26に長期保全計画に基づく更新等の例ということで書いてございます。例えばそのオンラインモニタリング関係の機器、こういった物についても、平成26年から平成27年にかけて計画的に更新をしていくということ。それから主要の回転機器、水素圧縮機とか計装空気圧縮機等、こういったものも平成26年から平成28年に計画的に更新をしていくと。こういったことをこれから実施をしていきます。環境省、国としては、きちんとJESCOのこういった取り組みが成されるように予算面の裏付けというのをきちんとやっていくということでありまして、今までは新しく造ったりする方にしか補助をしてなかったんですが、今後は点検、整備、更新についても予算的な支援をしていきます。28までいっていただきましてもう1つはこれまでも当然やってきた話ではあるわけなんですけど、災害対策というのも大変重要な議題になってきております。JESCOではですね、元々ハード的にはそこに書かれてございますようにきちんと岩盤等までの支持杭を打設してといったようなことや施設の耐震設計を主要な部分は震度7相当まで耐震性を有しているといったようなこと。それから地震があれば自動停止運転を、安全に運転を停止できるような仕組みが出来ています。停電対策にありまして安全な運転停止の度に電源を供給できるといったことを確保されております。それからスライドの29は浸水、津波対策とか高潮、そういったものの対策でありますけど、ここに書いてございますように最高潮位、さらに、南海トラフ等の地震が発生したとき、伊勢湾台風のようなものが発生したときでもプラス5.6mとありますが、JESCOの処理施設は一階がここに書いてありますが9.9mとか10.5mでございますので想定のもので起きても浸水とか津波による影響の恐れはないということでございます。めくっていただきまして、スライドの30は災害発生時の対応ということでJESCOからも毎回ご説明申しあげてますけれども防災訓練等をきちんとやってこういった連絡体制が非常時にきちんと機能するようにやっていくことを確保しています。

それからスライドの31からは処理促進策と書いてありますが先ほど申し上げたようにスライドの32に課題が4つございます。新しい計画期間に本当に処理がきちんと終わるのかどうかというご質問をいただいております。確かに先程のご質問にもありましたけども、掘り起こしをしていくという行政が未把握の機器の一部存在してしまっているのも事実であります。それから使用中、72年に行政指導が成されて製造中止がされているわけでございますけれども未だに使用機器が存在するというのも事実でございます。それから下の2つは、把握はできてるけども、例えばもう30年、40年前ですから既に事

業を廃止してしまったといったような業者さんもいるわけでありまして、処理負担能力がなくなってしまっていると。個人で細々と保管をさせていただいているといったような場合も実際にございます。それから処理委託を拒んでいる、こういう人は困るんですけども実際に少なからずいるということでありまして、これらへの対策を次のページから書いてございます。まず、未把握の方をきちっと把握するというのをやります。これはスライドの 33 でありますが、掘り起こし調査等、そこに書いてありますけれども実は自家用電気工作物の設置者、トランスとかコンデンサを持っている方は産業保安監督部、これは経済産業省の地方部局でございますけどもここに届出を行うことを電気事業法で義務付けられております。このリストを使って経産省と協力して、トランス、コンデンサ、PCB 入りの物を持ってませんか。こういったいわゆる掘り起こし調査というものを実施をしていくことを考えています。環境省でも一部、これから今年、約 16 万件程ですね調査をやろうと思っておりますけども、今後各都道府県政令市に実施を呼び掛けていきたいと思っております。それから使用中の物については、産業保安監督部の方がデータを持っておりますので未処理の物については、こちらにも情報が上がってきています。こういったものの情報を集約をして未処理の機器のリストのようなものを作りたいというふうに思っています。めくっていただきましてこのリストに掲載された方々に対して関係機関、都道府県とか産業保安監督部が連携して、処理の時期について聞いていくと。個別に何時処理しますかといったようなことですね。今冒頭、ちょっと経緯を申し上げましたけれども高濃度はもう JESCO しか処理施設が今現状ない、これまでの何十年、40 年近い取り組みの中で JESCO しかできなかったわけですからきちんと JESCO の新しい操業期間までに処理をして下さいと、して下さいというかしないと廃棄物処理法上は持っている方が処理責任を有している、JESCO は処理の委託を受けているだけあって処理責任自体は持っている方が持っているわけなのできちんと処理責任を全うするように指導をしていくということをやっています。こういったことで、漏れの無いように把握して把握したうえで指導をきちんとやっていくということでこの新たな期間の中で、国内の PCB 機器を処理を終わらしていきたいということで取り組んでまいります。スライドの 35 でありますが、一方で把握はされてるけども中々費用面で処理を中々しにくい方々がいるというのも事実であります。1 つは小さいことなんですけど非常に効果があると思われることとして分割払いというものを今まではしてませんでした。ちゃんと全部払ってもらった後に処理をするということをやったんですが、分割払いができるような料金支払いの仕組みを整えるということです。それから都道府県によっては、この福岡県の例のように融資制度を持っていて公害防止設備等への融資は大体多くの県であるんですがここで PCB の処理費用についても融資するといったような取り組みがございます。こういったことを環境省としては都道府県に呼びかけをしていきたいというふうに思っております。それからめくっていただきまして 36 でありますけども、さっき申しあげたようにもう 40 年も経って事業をしていないとか破産してしまったとか色んな

ケースがございます。今でも中小企業については料金の3割負担でいいと、残りは国と都道府県で出し合った基金というものがあってそこから処理費を出してるんですけども3割でも負担できないという方は実はいらっしゃいましてこれを、破産している人等に限ってですけども1割程度以下にするということで検討を、準備をしています。スライドの37はあってはいけないんですがそういう破産等の業者さんではないんですけども処理を、委託を拒んでいるような人もいるのも事実であります。こういった方には申し訳ないんですけども処理費用の追加的な負担を含めて、事前に告知することできちんとそれまでに処理をしていただくという取り組みも行っていきたいということで今スキームの検討をしているところでございます。こういった取り組みをして、漏れなく指導、それから費用面での仕組み等も導入することできちんと処理に回していただくということを取り組んでまいります。こういったことで、新しい環境省からお示した計画案の中での、安全な処理と期間内の確実な処理完了ということに取り組んでいきたいと思っておりますがこういった機会ですので是非ご意見を頂けたらと思っております。よろしく願いいたします。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。昨年秋以降の国の検討された結果の中身等につきましての詳しいご説明がされたところであります。ただ今のご説明につきましてご意見等ございましたら承ってまいりたいと思います。何かございましたらよろしく願いいたします。上野先生。

○上野外部有識者

非常にちょっと申し上げにくいんですが1点だけ。これ性善説に立っていると思うんですけども非常に申し上げにくいんですが、例えば最後まで届出をしない、要はずっと黙ってしまっているということが発生して処理事業の最後の年度、平成39年を過ぎて発覚する懸念はないのかなというのが1つあるんですが、それについて非常に難しいと思うんですけど何か見解とか持っておられるのでしょうか。

○鈴木課長補佐（環境省）

確かに先生おっしゃるようにこれをやっても100%になるかどうかというところのご質問はあるかもしれません。そういう方はPCB特別措置法は平成39年を過ぎて処理をしない場合は改善命令が掛かります。改善命令に従わない場合は罰則ということで処罰されるということがございますので事実上JESCO以外、自分で処理を逆にするっていう選択肢は残ってるわけですけどもほぼ不可能なわけですので、その期間内にやらないと処罰さえもされるということをきちんと説明をして理解を求めると。それでも従わない場合は処罰してもらえないんですけども、そういうことで取り組んでいきたい

と思います。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございます。ほかございますでしょうか。中地先生。

○中地外部有識者

今のことと関連するんですが、11ページのスライドで処理期間の現状と対策導入というところで記載されてるんですが、未届出の台数というのをどのように見込んで対策導入後の平成36年ですか、には終わるといふふうにされているのかどうかというのを、ようするにある程度、現在使用中でそれプラス後いくつか出てくるという余裕があるのかというところら辺を教えてくださいというのが1つと、後29ページのスライドで津波が来ても大阪市の処理施設自体は津波に被らないということになっていますけれども、これ大阪湾の水位が高いときにどうなのかというお話とその関連でいうと27ページの橋のところには車がいた時に流されないのかということを含めて検討されているのかどうかということをお教えください。

○鈴木課長補佐（環境省）

最初のスライドの11ですけども、分かりにくかったかもしれませんが、今、把握できているものを今のJESCOの実績ベースで処理をしていけば実線のとこまで処理がかかります。さらにこれに加えて大阪のところを見ていただくとそれが平成33年ですが、平成36年まで、3年間点線が引っ張ってあります。我々としては再延長は絶対しないということの決意で臨んでいますので、その3年間で新しく見つかるであろう物の処理とか後実は今は順調に順番待ちなどで毎日、毎週入ってきますけど残りが後5%とか1割になってくると中々計画通りに入ってこなくてどうしても年間の処理台数が減ってくると。そういったことも踏まえて3年間取っています。先生のご質問のどれくらい見つかるのかの想定ですけども実は北九州が一番、豊田もかなり速いんですが9割近くまで処理が終わっています。そういった地域で北九州市が何をやったかという市内すべての業者に、これは業種に限らずですが、何万件という業者さんに調査票を送って、それで持ってませんか、持ってますかというアンケート調査をしています。それで掘り起こされた物は数%です。処理量に対して4、5%。ですで見つかっても恐らくそれぐらいだろうということでこの点線期間を超えるような物が見つかるとは全く考えていません。

○有門課長（大阪市）

はい。JESCOさんの方から。

○油井所長（JESCO）

浸水対策のところでは津波の関連のご質問なんですけれどもスライド番号 29 番です。確かに伊勢湾台風の際は高潮ということ、それと暴風雨による波高が高くなるという過去の最高潮位が大阪湾最低潮位 OP+5.6m だという過去の実態がございました。そういう状態の時にさらに地震が起きましたと。そうすると津波がその分また加わるわけですが、それでもその場合でもですね、一応チェックはしておるんですけれども 10m までにはいかないという検証は一応しております。ただ万が一、ひたひたときた場合でもシャッターは閉じますし、それから中の廃棄物あるいはドラム缶等が流出しないように固縛の措置をすとかということも施設側でしております。それからスライド番号 27 の此花大橋という橋がございました。赤いルートが PCB 廃棄物が搬入されるルートということで、ここを特定しております基本的には此花区と福島区以外は地道を走らず高速道路のインターでこの此花大橋を通過し当施設まで来ていただくというルートになっておりますけれども、此花大橋、非常に大きい橋でございますはるか高い位置にございます。舞洲そのものが基本設計が 10m ぐらいの地盤高で埋め立て造成をされている土地であるということに加えて此花大橋はさらにもっと高いところを通過しているという状況でございます。

○有門課長（大阪市）

はい。よろしゅうございますでしょうか。他にご意見等は。杉本先生。

○杉本外部有識者

2つあります。1つは地元住民の説明がもう始まっているあるいは全て了承されたのか、それに対してどういう説明なりどういう疑問が持たれているのかというのが1つ目です。2つ目。27 ページは現在の運搬ルートの話なんですけど、地域間の移動がある時の運搬ルートについて今どんなふうな検討なり説明がされているのかを教えてください。

○鈴木課長補佐（環境省）

大阪市さんに対しては 10 月 29 日に環境省から正式にこの案で検討をお願いしますということをお伝えし、その後市の方で関係者へのご説明をさせていただいていると思いますが、環境省として直接ご説明を申し上げたのは 12 月 5 日に公害問題対策協議会という此花区の協議会がもともと設置されてございます。ここに 40 名を超えるくらいの方が区の役員さんとか自治会関係の方々がお集まりいただいた場でご説明を申しあげました。その場で頂いたご意見としては、やっぱり今日ご説明したようなちゃんとまず未把握の物があるんじゃないかという話と再延長がないようにやってほしいということ、安全対策きちんとやって欲しいといったご意見があったかと思えます。

○有門課長（大阪市）

ちょっと補足をさせていただきます。大阪市の産業廃棄物規制担当課長の有門です。当初舞洲にこういった PCB 広域拠点処理施設を造る時に、私ども大阪市の環境部門、環境省さん、それと施設を造ります当時の環境事業団で、此花区の公害問題対策協議会にこういった施設を造りたいと。10年ちょっと前にご説明をして現在立地をさせていただいて操業を続けさせていただいたところでございますので、今回の期間の延長等でございますが、最長7、8年、現在の工程から延びるといこととか2府4県以外の物はやらないといことございましてけれども、外へ持ち出す部分もございましてけれども他所から持ってくる部分もあるといことその部分について同様の形で、区役所が事務局をやっております公害問題対策協議会で昨年12月5日に環境省と私ども、ほとんど環境省からご説明を頂戴して質疑の流れで私どももお答えをさせていただいた部分なんですけれども、主なご意見は先程鈴木課長補佐が言われた形で、また色々たくさんの未届けな物が出てきて想定を超えるといことはないのかといこととか再延長、最長JESCO大阪につきましては最長平成36年までといことですが再延長といことは絶対にないのかと、言い切れるのか。そういったこともございましてそれについて先程補佐が申されたように未届けの物の想定の数値の話とか、それから環境省としては絶対に再延長といことはないといことを言い切っていたといことございまして。ただ、公害問題対策協議会は特にこれに対して承認とか承認しないとか、そういったご意見を決定していただく場ではございまして、地元の方々のご意見を私どもがいただく場といことございまして、昨年秋の本市に対します検討要請についての回答を、そのご意見を踏まえて対応してまいりたいと考えてございまして、まだ回答等は出されてないといことございまして。以上でございます。

○鈴木課長補佐（環境省）

この部会が何といこと特徴的といことか、今後近畿ブロック PCB 廃棄物広域処理部会があつて自治体さんの方には我々から説明する機会があるかと思ふんですが地元の大阪市さんでは、公害問題対策協議会での説明で環境省と一緒にもう再延長は無いといことでの説明会みたいなきことをしておりますので各府県にあつては、PCB 廃棄物広域処理部会でまたきちんと説明させていただきたいと思つてますが、ここにご説明したような掘り起こし調査とかそういったことの実施といことをこれから環境省としては各府県政令市にお願いしていく立場でございます。背景とかそういった流れをご認識いただいて今後の取り組みをきちんとやっていただければなと思つてございます。それから今先生からもう1つご質問いただいた搬入ルートのことですけども、基本的には豊田から一部来るとかといことがあつても、もうちょっと遠くから来るのがあつてもこの近くの区内に入ってからルートは同じでありますのでそこは問題ないと、安全に実施できると思つています。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございますでしょうか。

○杉本外部有識者

高速道路だから大丈夫という発想ですか。

○塚本課長（環境省）

運搬については1つ一番大きいポイントは今回の計画案によって当初案より JESCO 大阪工場での PCB の処理量は減ります。ということなので搬入量がそもそも減りますのでそういう意味では此花区に関してははずいぶん状況はむしろ軽くなると。ただ一部の機器についてご指摘のように長距離を運搬されるというのは事実なんですけれども私どもトラックの運転手さんに対する講習とか、あるいは表示義務もさることながら、そもそも物理的に密閉容器で運ぶというルールを徹底しておりますのでそういう意味で今まで事故等なく運ばせていただいておりますけれども今後とも、そこはしっかり徹底して参ることで安全に運んでいきたいと考えております。

○有門課長（大阪市）

はい。ありがとうございます。他に何かご意見等ございましたら。大体予定の時間となってきたはございますけれども全体を通じて何かご意見ご質問等ございましたら合わせて承りたいと考えております。何かございませんでしょうか。

○中地外部有識者

1点だけ。今後の PCB 廃棄物処理の見直しということで国の計画を変更されてその時にはもう一回パブリックコメント等も採られた上でやるということになるのですか。それとももう審議会で議論してそれで終わりという話になるのですか。

○鈴木課長補佐（環境省）

すいません。まだそこまで正直申し上げて、最後どこまでどういうふうにするかは決めてはいないんですけれども、少なくとも 28 日に今日ご説明申し上げたような、このパワーポイントと同じようなものを使って今度は有識者、環境省の方の会議でこれを説明をして同じように今日皆さんに頂いたようなご意見を頂くということがまず決まっています。その後はまだ未定ですがなるべく早く新しい計画を作っていきたい。新しい体制でやることで日本全体として1日も早く終わらせていくということを目指してやっていきたいと思っておりますが、環境省としては有識者のご意見を聴くというプロセスとまた各地域、検討要請をしたと申しあげましたけどその後、皆さんからの色んなご意見がまた出てくると思うのでそういったご意見を踏まえて作成をしていきたいと思っております。



○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。以上がご用意した本日の議題等ございまして、ほぼ定刻をややちょっと回ってございますけれどももしご意見等ないようございましてこれで本日の部会の方を終了させていただきたいと思います。どうも長時間ありがとうございます。司会の方にマイクを回します。

○中尾係長（大阪市）

皆様方には長時間の会議、ご意見をいただきありがとうございました。なお、来年度の部会の開催につきましては関係者の皆様と調整のうえ決めていきたいと思っております。

それでは本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。